

寝屋川流域下水道外 管路管理業務委託（R6-1）入札説明書

入札参加者は、大阪府東部流域下水道事務所が行う寝屋川流域下水道外 管路管理業務委託（R6-1）一般競争入札において、この「寝屋川流域下水道外 管路管理業務委託（R6-1）入札説明書（以下「入札説明書」という。）」のほか、「大阪府公報」、「発注概要書」及び「寝屋川流域下水道外 管路管理業務委託（R6-1）入札心得」（以下「入札心得」という。）の内容を遵守するとともに、その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 入札説明書等の交付等

「発注概要書」及び「入札説明書」等入札に参加するために必要となる資料（以下「入札説明書等」という。）を、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対し、交付する。

(1) 入札説明書等の交付

ア 交付日

「発注概要書」による。

イ 交付方法

以下 URL に示す大阪府ホームページからのダウンロードにより交付する。

URL (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130380/tobugesui/kanro-kanri.html>)

(2) 交付する入札説明書等の内容

「発注概要書」による。

（「発注概要書」の【交付書類一覧表】参照）

(3) 入札説明書等に対する質問及び回答

ア 質問期間及び最終回答日

「発注概要書」による。

イ 質問方法

電子メールにより行うものとし、持参、郵送、電話等の電子メール以外によるものは受けないものとする。

質問は、交付する「入札説明書等に対する質問書」に質問事項を記載の上、「発注概要書」で指定された電子メールアドレスあてに送信すること。

質問には入札参加希望者名が特定できる内容を記入しないこと。記入があれば回答を行わないので注意すること。

ウ 回答方法

大阪府ホームページにおいて公開する。

回答には、重要事項が含まれることがあるため、定期的に回答の内容を確認すること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、発注者は一切の責めを負わない。

2 予定価格等の公表

「予定価格」及び低入札価格調査制度に係る「低入札価格調査基準価格」（以下「低入札基準価格」という。）を次のとおり公表する。

(1) 公表日

「発注概要書」による。

(2) 公表方法

「発注概要書」による。

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次に掲げる要件とする。

(1) 「発注概要書」に定めた入札参加資格をすべて満たしている者であること。

【建設コンサルタント業務の要件】

- (2) 次のアからケまでのいずれにも該当する者であること。
- ア 次の(ア)から(ケ)までのいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 成年被後見人
 - (イ) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - (ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (エ) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (カ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (ク) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、同法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者とみなす。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、同法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者とみなす。
- エ 金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- オ 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- カ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること
- キ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- ク 国内に事業所を有しない者にあつては、事業所の所在する国におけるオからキまでに規定する税に相当する税等に係る徴収金を完納していること。
- ケ 「発注概要書」の公告の日から 開札の日までの期間において、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
 - (イ) 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - (ウ) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）（ア(キ)に掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（ア(キ)に掲げる者を除く。）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（ア(キ)に掲げる者を除く。）
 - (エ) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他

の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。) に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者(この告示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)

【委託役務業務の要件】

(3) 次のアからウまでのいずれにも該当する者であること。

ア (2)ア及び(2)エからケまでに該当する者であること

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、同法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者とみなす。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、同法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者とみなす。

【建設工事の要件】

(4) 次のアからエまでのいずれにも該当する者であること。

ア (2)ア及び(2)エからクまでに該当する者であること

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、大阪府建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格の再認定を受けた場合にあっては、同法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者とみなす。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、大阪府建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格の再認定を受けた場合にあっては、同法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者とみなす。

エ 「発注概要書」の公告の日から開札の日までの期間において、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) (2)ケ(ア)に該当する者

(イ) (2)ケ(イ)に該当する者(建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、府の区域以外の区域又は「発注概要書」に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。)

(ウ) (2)ケ(ウ)及び(エ)に該当する者

4 入札参加申請手続き

入札参加希望者は、次のとおり入札参加申込書及び「発注概要書」で示す入札参加資格を確認するための添付資料を提出(以下「入札参加申請」という。)し、「大阪府東部流域下水道事務所」(以下「発注事務所」という。)の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申請を行わない者は、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加申請

ア 申請期間

「発注概要書」による。

イ 提出方法

入札参加希望者が「発注概要書」の「発注事務所」に持参又は郵送（郵送の場合は、提出日（配達日）が指定できる方法、かつ、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により提出する。電送によるものは受け付けない。

(2) 入札参加資格を確認するための添付資料は各資料に記載した指示に従い作成すること。

(3) 提出した書類の返却は行わない。

(4) 封筒には『入札参加申込書等在中』と記載し、「配達日」、「業務名称」、「入札参加者名（異業種共同企業体の場合は、名称及び代表企業名）」、「担当者名」を明記すること。

5 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

発注事務所において入札参加申請を受け付けた場合、ただちに入札参加資格の有無について審査を行い、その結果について、次に掲げるところにより、入札参加申請を行った者に対して交付する。

(1) 審査の結果、入札参加資格の確認ができた者には、『入札参加資格が（有る・無い）』欄に『有る』と記載した入札参加資格確認書を交付する。

(2) 審査の結果、入札参加資格の確認ができなかった者には、『入札参加資格が（有る・無い）』欄に『無い』と記載した入札参加資格確認書を、理由書とともに交付する。

6 『入札参加資格が（有る・無い）』欄に『無い』と記載した入札参加資格確認書の交付を理由書とともに受けた者に対する理由説明

(1) 『入札参加資格が（有る・無い）』欄に『無い』と記載した入札参加資格確認書の交付を理由書とともに受けた者は、その理由を理由書に記載されている期限までであれば、発注者に説明を求めることができる。

(2) (1) により説明を求める場合は、「理由説明請求書」を発注事務所を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により提出する。

(3) 理由説明を求めた者に対する回答は、文書により行う。

(4) (1) により説明を求めた者が入札参加資格を全て満たすことが明らかになった場合、説明を求めた者に対して、5 (1) の入札参加資格確認書を交付する。

7 設計図書等の交付

入札説明書等は、以下のとおり交付する。

(1) 交付期間

「発注概要書」による。

(2) 交付方法

大阪府ホームページからのダウンロードにより交付する。

(3) 交付する設計図書等の内容

「発注概要書」による。

（「発注概要書」の「交付書類一覧表」参照）

(4) その他

設計図書等は、入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

8 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 質問期間

「発注概要書」による。

イ 質問方法

電子メールにより行うものとし、持参、郵送、電話等の電子メール以外によるものは受付けないものとする。

質問は、交付する「設計図書等に対する質問書」に質問事項を記載の上、「発注概要書」で指定された電子メールアドレスあてに送信すること。持参、郵送、電話等、電子メール以外によるものは受付けない。

質問には、入札参加者名が特定できる内容を記入しないこと。記入があれば回答を行わない。

(2) 質問に対する回答

ア 回答日

「発注概要書」による。

イ 回答方法

大阪府ホームページにおいて公開する。

回答には、重要事項が含まれることがあるため、定期的に回答の内容を確認すること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、発注者は一切の責めを負わない。

9 入札書の提出

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書は指定する様式により提出するものとし、郵送（提出日（配達日）が指定できる方法、かつ、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により提出する。電送によるものは受け付けない。

イ 入札書を提出した後は、入札書及び委託費内訳書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

ウ 封筒には『入札書等在中』と記載し、「業務名称」、「入札参加者名（異業種共同企業体の場合は、名称及び代表企業名）」、「担当者名」を明記すること。

(2) 入札回数

原則として1回とする。入札及び開札は、当該入札事務に関係のない府職員を立ち合わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるかを確認するのみとし、この際の入札価格の公表は行わない。予定価格の制限の範囲内であるものとは、入札額が予定価格以下であるものをいう。

(3) 再度の入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に入札がないときは直ちに再度の入札を行う。

イ 再度の入札は1回限りとし、入札書（再度入札用）を開札する。

ウ 当初の入札において、次の(ア)又は(イ)に該当する者は再度の入札に参加することはできない。

(ア) 入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者

(イ) その他、入札心得第15条の規定により無効とされた入札をした者

10 入札の辞退

(1) 入札参加者は、5(1)の入札参加資格確認書の交付を受けた後から開札日時までの間、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札参加者が入札を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札を辞退するときは、「発注概要書」で示した開札日時より前に入札辞退届を契約担当者に郵送又は持参により提出するものとする。

(3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

(4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

(5) (2)により入札を辞退した者は、入札参加申込書の受付期間中であっても、当該入札には再度申請することはできない。

11 入札の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の(1)から(4)のいずれかの事由が生じ、入札執行が困難又は執行すべきでない認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）を行う場合があるものとする。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) 6(4)の規定により5(1)の入札参加資格確認書を交付した場合、その者の建設業法に基づく見積期間が確保されないと判断したとき。
- (4) その他発注者が、やむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき。

12 調査の実施

11(2)により、入札を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

13 委託費内訳書の提出

- (1) 入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書を提出すること。
- (2) 提出する委託費内訳書は、自らの責任で積算したものであること。
- (3) 委託費内訳書を提出しない者が提出した入札書は無効とする。
- (4) 委託費内訳書に記載された価格と入札書に記載された内訳金額は一致させること。異なる価格を記載した入札書は無効とする。
- (5) 入札書の提出後、委託費内訳書の変更を認めない。

14 低入札価格調査意向確認書（以下「低入意向確認書」という。）の提出

- (1) 入札に際し、低入札価格調査制度における低入基準価格を下回った場合の低入札価格調査の意向を確認する低入意向確認書を提出すること。
- (2) 低入意向確認書において、「低入札価格調査資料（以下「低入調査資料」という。）」を提出する意思のない旨を示した場合で、低入基準価格未満の価格で提出した落札候補者の入札書は無効となる。
- (3) 落札候補者の入札価格が低入基準価格を下回った場合で、かつ、低入意向確認書を提出しなかった場合又は低入調査資料提出に関する意思が確認できない低入意向確認書を提出した場合は、低入調査資料を提出する意思がないものとみなし、当該落札候補者の入札書は無効とする。
- (4) (2)又は(3)に該当する者については、入札書の価格が低入基準価格を下回った旨の通知を行わないものとする。

15 入札金額

- (1) 入札書には、見積もった合計の入札金額を記載すること。
- (2) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

16 入札保証金等

- (1) 入札保証金は大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 入札参加者が(1)を満たさない場合には、見積もった入札金額の100分の2以上の額の

入札保証金を納めなければならない。

- (3) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の2に相当する額を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
- ア 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - イ 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）（2）イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - エ 死亡、傷病又は退職により配置技術者等（注）が欠けることとなったため契約を締結しない場合
- （注）配置技術者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。
- (4) 入札保証金は落札者が納めたものについては、契約締結した後に、その他の者が納めたものについては、入札終了後には返還するものとする。

17 開札の日時及び場所

「発注概要書」による。

18 公表後の予定価格（設計金額）に対する質疑及び回答

予定価格を入札執行後に公表する案件について行う予定価格（設計金額）に対する質疑及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 対象者

入札執行後に公表する予定価格（設計金額）に対する質疑のできる者は、質疑を行おうとする入札案件について入札書を提出した者（以下「入札書提出者」という。）とする。

(2) 質疑期間

「発注概要書」による。

(3) 質疑方法

質問は、交付する「予定価格（設計金額）に対する質問書」に質問事項を記載の上、「発注概要書」で指定された電子メールアドレスあてに送信すること。持参、郵送、電話等、電子メール以外によるものは受付けない。

(4) 確認及び回答をすべき質疑として取り扱わないもの

（「建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑に関する要綱第8条」による）

質疑が次のアからケまでのいずれかに該当するときは、確認及び回答をすべき質疑として取り扱わない。

ア 電子メール以外の方法によるもの

イ 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの

ウ 一般競争入札に関する大阪府の要綱、要領及び基準並びに公表された設計図書等で確認できるもの

エ 入札説明書等及び設計図書等に対する質問期間中に質問を行い確認すべきもの又は既に質問があり回答を行ったもの

オ 契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの

カ 入札書提出者名が特定できる内容が記載されたもの

キ 質疑に係る文字、数字等が判読できないもの

ク 当該入札に直接関係のないもの

ケ 前のアからケまでに掲げるもののほか、質疑として取り扱わないことが適当であると発注機関の長が認めたもの

(5) 質疑への回答

質疑への回答は、「発注概要書」に定める期日までに、大阪府のホームページで公表する。ただし、やむを得ない事由により期日までに確認を完了し回答することが困難である場合

は、その事由が解消した後、直ちに回答するものとする。

また、質疑が(4)に該当するときは、回答すべき質疑として取り扱わない旨を回答するものとする。

19 事後審査

事後審査は以下のとおり実施する。

事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の提出した入札書は無効とする。

(1) 事後審査の手順

ア 予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者で、入札金額が最も低い者を「落札候補者」とし「落札候補者」についてのみ開札後、実施する。

イ 「落札候補者」が2者以上あるときは、入札書に記入した「くじ番号」に従い、別紙「くじの方法」により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

ウ 事後審査の結果、提出した入札書が無効となった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書を提出した他の者のうち、最低の価格で入札をした者（以下「次順位者」という。）に対し改めて事後審査を行う。

なお、この場合、次順位者が2者以上あるときは、イと同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

エ 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位以降の者の事後審査は行わない。

(2) 事後審査の内容

ア 委託費内訳書の確認

イ 落札候補者の提出書類の審査

落札候補者は、「発注概要書」に示す「提出書類一覧表」に記載する落札候補者の提出書類（以下「事後審査書類」という。）を各資料に記載した指示に従い作成し、「発注概要書」に示す日時及び方法により「提出先」あて提出すること。提出した書類の返却は行わない。

なお、事後審査書類を指定した日時までに提出しないときは、その者の提出した入札書は無効とする。また、事後審査書類を指定した日時までに提出しない者は、事後審査書類を提出しない意思を明示した書面を「提出先」に提出すること。

20 低入札価格調査制度に係る低入調査資料の提出並びに調査及び審査の実施

(1) 低入基準価格未満の価格で入札を行った落札候補者は、当該入札価格が低入基準価格を下回った旨の連絡を受けた日の翌々日の午後5時までに、低入調査資料を提出すること。

この者が低入札価格調査の結果、失格となった場合、次順位者が低入基準価格未満の価格で入札しているときには、低入札価格調査を行う。次順位者に対して低入札価格調査を行う旨の連絡をするので、次順位者はその連絡があった日の翌日(休日を除く。)の午後5時までに調査資料を提出すること。

ア 提出先

「発注概要書」の提出先

イ 提出の方法

持参により提出すること。

(2) 低入調査資料の作成にあたっては、設計図書等に含まれる「低入札調査資料（低入札価格調査制度に係る調査資料）」に従い作成すること。（「発注概要書」の「交付書類一覧表」参照）

(3) 低入意向確認書で低入調査資料を提出する旨の意向を表明した落札候補者が、指定した

日時までに低入調査資料を提出しない場合は失格とする。

- (4) 低入調査資料に基づき、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がされるか否かについて調査及び審査を行う。
- (5) 調査資料の返却は行わない。

21 配置技術者の資格及び雇用関係の確認

入札参加者は、「発注概要書」に示すとおり配置技術者等に係る資格を証明する書類を提出すること。

22 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び「発注概要書」において示した条件等入札に関する条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

23 落札者の決定

落札者は以下の方法により決定する。

落札者を決定した場合は、その金額（契約希望金額）を委託金額とする。

なお、委託金額に1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。

- (1) 落札候補者の入札価格が低入基準価格以上の場合
事後審査により有効な入札書を提出したと認められた者を落札者とする。
- (2) 落札候補者の入札価格が低入基準価格を下回り、事後審査において入札参加資格を有すると認められた場合
ア 低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
イ 低入札価格調査の結果、落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、次順位者に対し19の事後審査を行う。
ただし、次順位者の入札価格が低入基準価格を下回るときは、改めて、低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
ウ 低入札価格調査を行う場合、最低の入札価格で入札した者が2者以上あるときは、入札書に記入した「くじ番号」に従い、別紙「くじの方式」により決定された実施順位に従い低入札価格調査を行う。
この場合、上位順位の者を落札者とした場合は、次順位以降の者の低入札価格調査は行わない。
- (3) 開札後、事後審査及び低入札価格調査等、必要な審査及び調査を行うため、落札者の決定までに日時を要する。（低入札価格調査及び公正入札調査対象となった場合を除き、概ね二週間程度での決定を目途とする。）

24 誓約書の提出

落札候補者は、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する誓約書を発注事務所へ提出すること。

25 契約手続等

- (1) 契約書類は、落札者にメールで送信する。
- (2) 落札者は特別の事情がある場合を除き、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に「発注概要書」の【提出書類一覧表】4. 書類提出先（2）」に示す「提出

- 先」へ契約書を提出すること。10日以内（休日を除く。）に提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことがある。
- (3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が次のアからエに該当した場合は、契約を締結しないことがある。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている場合
 - イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する場合（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は「発注概要書」に定める業種以外の業種に係るものを受けた場合を除く。）
 - ウ 本府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合
 - エ 契約締結予定日時点での有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出できない場合
- (4) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が入札参加除外者、誓約書違反者、暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当したと認められる場合は、契約を締結しないものとする。
- (5) (2)から(4)までの規定により契約を締結しないときは、16(3)に定める違約金を本府に支払わなければならない。この場合、本府は一切責めを負わない。

26 契約の保証

- (1) 落札者は、この契約の締結と同時に、業務に係る契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) (1)の契約保証金の納付は、次のア～キに掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は発注者が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
 - エ 銀行又は発注者が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
 - オ 銀行又は発注者が确实と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は発注者が确实と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
 - キ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- (3) (2)の規定に係らず次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - イ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約の締結

- (4) 受注者が(2)カ、キ及び(3)のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は契約書(案)第56条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- (5) (3)アの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (6) 契約金額の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の当該契約金額の100分の5に相当する額に達するまで、発注者は、当該契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、当該契約保証金の減額を請求することができる。

27 苦情申立て(政府調達に関する協定関係)

- (1) 入札参加資格申請書等、調達手続きにおいて、効力を有する政府調達に関する協定(平成7年12月8日公布条約第23号)の規定に反する事実があると判断する場合は、大阪府政府調達苦情検討委員会(連絡先:大阪府会計局会計指導課検査・指導第二グループ電話06-6944-6010)に対して苦情申し立てを行うことができる。
- (2) 調達手続きにおける(1)の苦情の申し立てがあり、大阪府政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、調達手続きの停止を行うことがある。

28 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、参加申請等の提出者の負担とする。
- (2) 入札参加申込書及び「発注概要書」で示す入札参加資格を確認するための添付資料に虚偽の記載をした者(以下「虚偽記載をした者」という。)には、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
また、虚偽記載をした者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 入札参加者は、入札参加申込書の提出後、入札参加資格を喪失する事由が生じた場合は、速やかに契約担当者にその旨を通知すること。
- (4) 入札参加資格確認書の交付後、入札参加資格を失う事由が確認された場合は、入札参加資格確認を取り消すことがある。
- (5) 落札者は、当該業務の現場に配置技術者を置くこと。なお、病気・死亡・退職(定年退職を除く。)等やむを得ない場合のほかは、配置技術者の変更は認めない。病気等特別の理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (6) 同一の技術者を重複して複数の業務の配置予定技術者として入札参加申請を行う場合には、これらの複数の業務のうち一の業務を落札したことにより他の業務に当該配置予定技術者を配置できなくなった場合には、入札参加申請の取り下げを行う等により他の業務に係る入札には参加しないこと。
- (7) この入札説明書のほか、業務ごとに定める入札参加条件は、「発注概要書」に示すものとする。

くじの方法

開札の結果、落札となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

入札者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の3桁の値（000～999）を記入すること。

なお、正しく記入がなされていない場合は、「000」の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 入札参加申請をした順（入札参加申込書を受理した日時順）に「0, 1, 2, . . .」と番号を割り当てる。なお、入札参加申込書を持参した者は、大阪府東部流域下水道事務所総務課において受付した順とし、郵便による参加申し込みの場合は、持参した者が存在するときはその後順位とし、郵便申請者同士は、大阪府東部流域下水道事務所総務課において入札参加申込書を受領した順とする。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計値を同額入札者数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の番号の入札参加者を最上位（落札候補者）とする。
- (4) 最上位の番号に1を足した番号の入札参加者を2順位とする。この場合において、最上位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の入札参加者を2順位とする。
- (5) 2順位の番号に1を足した番号の入札参加者を3順位とする。この場合において、2順位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の入札参加者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する

(例) 入札参加者中、3名が同額入札の場合

- (1) 入札参加申請をした順番に番号を付与する。
 - A社…………… 番号0
 - B社…………… 番号1
 - C社…………… 番号2
- (2) くじ番号の数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。
 - A社…………… (くじ番号072)
 - B社…………… (くじ番号123)
 - C社…………… (くじ番号452)
 - 合計(072+123+452=647) 余り(647÷3=215…余り2)
- (3) 順位の決定
 - 最上位（落札候補者）は、余りの2と一致する番号であるC社
 - 2順位は、2+1=3の番号が存在しないので、番号0のA社
 - 3順位は、0+1=1と一致する番号であるB社